

第4節 調査研究・監視測定等の充実

1 環境保健センター

環境保健センターは、環境の保全や保健衛生に係る行政を技術面から支援する試験研究機関として、平成12年4月1日に従来の環境センターと衛生研究所を統合して設置され、大気や水質などに関する監視機能のほか、調査・研究機能、環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能を備えています。（資料編11-(1),(2)）

(1) 監視機能

環境大気や公共用水域などの環境監視や工場・事業場の排出基準監視を行い、その結果を解析・評価しています。また、県下の環境大気については、テレメータによる常時監視を行い、刻々のデータをインターネットで公表しています。

(2) 調査・研究機能

環境汚染の実態や汚染機構の解明、汚染の防止、環境影響・環境保全対策に係る調査など地域特性に応じた調査研究を行っています。

(3) 環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能

大気、水質、土壌などに関する環境情報並びに産業活動や人口の分布など社会状況に関する情報を収集し、総合的な解析・評価を行い、環境行政の各種施策を支援しています。

第5節 環境情報の整備・提供

平成17年度版県環境白書について、関係機関の他、県内図書館、大学等へ配布するとともに、県のホームページにも掲載し、本県の環境に関する情報提供を行いました。

また、環境保健センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集・処理し、保管するとともに、各種の統計解析や予測評価を行いながら、環境監視、環境管理、調査・研究など環境保全の推進を支援しています。

第6節 公害紛争の処理等

1 公害紛争処理制度

(1) 制度の趣旨

公害紛争を民事訴訟のみで争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題がありました。

このため、公害紛争の迅速・適正な解決を目的に、公害紛争処理法が昭和45年に制定され、司法救済を補完するものとして公害紛争処理制度が設けられました。

(2) 制度の概要

公害による被害の防止や損害賠償などの紛争処理の専門機関として、国に公害等調整委員会が設置されています。

また、県では、公害紛争処理法を受けて制定された鹿児島県公害紛争処理条例により、昭和45年12月19日に鹿児島県公害審査会が設置(現在9名の委員で構成)されています。

(P192参照)

(3) 公害苦情相談員

公害に関する苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階的性格を持っていますが、その迅速かつ適切な処理は、将来における公害紛争を未然に防止し、住民の生活環境を保全するために極めて重要です。

このような観点から公害紛争処理法では、都道府県及び市町村に対して公害に関する苦情の窓口としての苦情相談員を設置するよう規定しています。

県では、この規定に基づき環境政策課、環境管理課、廃棄物・リサイクル対策課及び各保健所に公害苦情相談員を配置し、公害に関する苦情について、住民の相談に応じるとともに、苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言を行うなど、公害苦情の適切な処理に努めています。（表5－10）

表5－10 公害苦情相談員(平成17年度)

(単位：人)

区 分	公 害 苦 情 相 談 員			公害苦情処理事務を行う職員数*			計
		うち専任	うち兼任		うち専任	うち兼任	
県	33	0	33	15	0	15	48
市町村	0	0	0	259	2	257	259
計	33	0	33	274	2	272	307

※公害苦情相談員は除く

2 公害苦情

(1) 公害苦情事件数と種類別状況

平成17年度に地域住民から市町村や県の公害苦情の窓口に新規に寄せられた苦情件数は、1,227件でした。

種類別にみると、典型7公害に関する苦情件数が552件（構成比45.0%）、典型7公害以外のものが675件（同55.0%）となっています。

典型7公害に関する苦情の内訳をみると、悪臭218件（同17.8%）、水質汚濁122件（同9.9%）、騒音110件（同9.0%）の順となっています。（資料編12－(1)）

(2) 受理機関別苦情件数

平成17年度に県及び市町村が新規に受理した苦情件数を受理機関別にみると、県が69件（構成比5.6%）市町村が1,158件（構成比94.4%）、となっています。

市町村別にみると、受理件数が多い方から鹿児島市266件、鹿屋市248件、霧島市136件の順となっています。この3市で全体の約5割を占めています。

（資料編12－(2)）

3 公害防止（環境保全）協定

公害防止（環境保全）協定は、企業と地方公共団体、住民団体等の間で公害の防止のために締結するものであり、公害関係法令を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行うことにより、地域の生活環境を保全する有効な手段となっています。

（表5－11、表5－12）

表5-11 業種別の公害防止協定締結事業所数

(平成18年4月1日現在)

業種・事業所等別	農業等	鉱業	建設	食料品	衣料・繊維品	木材・木製	紙・パルプ	化学	石油・石炭製	ゴム・皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電機等供給	産業廃棄物・処理場	その他	合計
件数	82	5	7	50	4	1	1	1	6	0	9	1	6	7	16	5	32	40	264

資料：環境省「平成17年度地方公共団体の環境保全対策調査」

表5-12 県・市町村及び企業との3者協定

企 業 名	締 結 年 月 日
新日本石油基地株式会社	昭和51年12月25日
九州電力株式会社	昭和56年7月22日
石川島播磨重工業株式会社	昭和59年3月23日
志布志石油備蓄株式会社	平成4年8月27日
日本地下石油備蓄株式会社	平成4年12月16日

第7節 環境に配慮した事業活動等の促進

1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るための制度です。

① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、環境事業団及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（以下「制度資金」という。）の融資を受けた事業者（以下「事業者」という。）で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子（以下「利子」という。）を支払っているもの。

② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5パーセントになるまで。（資料編13-(1)）

2 企業における環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した事業経営を自主的に進めていくため、①当該事業所の活動や提供する製品・サービスが環境へどのような影響を与え、又は与える可能性があるかを把握し、環境保全に関する方針、目標を設定し②環境方針や目標達成に必要な組織を整備し、環境保全の取組を推進するとともに③環境目標の達成状況を点検し④その結果に基づき必要な見直しを行い、継続的な環境改善を図っていく一連の体制・手続きです。

このシステムに係る規格は、環境マネジメントシステム（ISO14001）として国際標準化機構（ISO）が定めています。

この規格の認証を受けることは、環境保全に向けた体制が整備されるとともに、「環境にやさしい事業所」として国内外にアピールする有効な手段となりますが、そのためには（財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証（審査登録）機関に申請して、審査を受ける必要があります。なお、県内では平成18年3月末現在で、108事業所が認証を受けています。

県では、（財）かごしま産業支援センターにおいて、環境に配慮した企業活動が推進されるよう県内中小企業者を対象としたISO制度普及のための講習会等を開催しています。

今後とも関係団体と連帯を図りながらISO制度の普及・啓発に努めていきます。

（資料編14－(1)）

第8節 市町村における特色ある取組（奄美市）

「奄美エコマネー」を活用した環境意識向上への取り組み

1 「奄美エコマネー」導入の経緯

奄美市の環境行政を行う上での大きな課題として、地域住民の環境行政に対する意識向上があり、奄美群島（南西諸島を含む）は、世界自然遺産の候補地でもあることから世界自然遺産になり得るための更なる環境行政の推進、官・民一体となった自然保護活動への取り組みが求められていました。

そのような中、地球温暖化の防止及びリサイクルの推進を図るとともに、地域住民の環境意識向上、地域経済の活性化に寄与することを目的に、「奄美エコマネー事業」を平成17年7月スタートさせました。

2 「奄美エコマネー」運営委員会

事業を実施するにあたっては、運営委員会を平成17年6月に設立(事務局:行政)し、NPO法人、民間団体、行政が一体となって事業を実施することとしました。

3 「奄美エコマネー事業」の内容

事前に会員登録した住民がアルミ缶及び一升瓶を指定した場所に持参した場合、持ち込んだ量に応じてエコマネー（名称：クール）を受け取れる制度です。アルミ缶1kg又は1升ビン5本につき1クールが受け取れ、1クールは50円相当のサービス（バス利用時や商店街での買い物時における割引、指定ゴミ袋との交換、公共施設の入場券補助など）を受け取ることができます。

サービスを提供した企業等（バス会社や商店街など）は、事務局においてエコマネーを等価で換金します。（図5－2）

4 「奄美エコマネー」の特長

①行政からの財政支援を伴わずに事業を実施

事業を実施するにあたり、「事業を開始したら途中で止めない」ということを大きな目標として開始しました。エコマネー事業と呼ばれるものは日本中でいくつも出来ていますが、休眠状態になっている事業も多数あり、行政の補助を受けながら事業を運営した場合、行政からの支援が得られなくなると破綻してしまう恐れがあったため「奄美エコマネー事業」では、行政からの補助金を受けずに運営できる体制を整えました。

収入源としては、会員が持ち込んだアルミ缶及び一升瓶をリサイクル業者に買い取って貰い、エコマネーとして還元する差額を運営資金としています。

アルミ缶1kgあたり40円、一升瓶1本あたり約10円程度が運営委員会の運営及び活動資金となる仕組みで、17年度では、会員登録料や寄付金等も含め順調に推移しています。

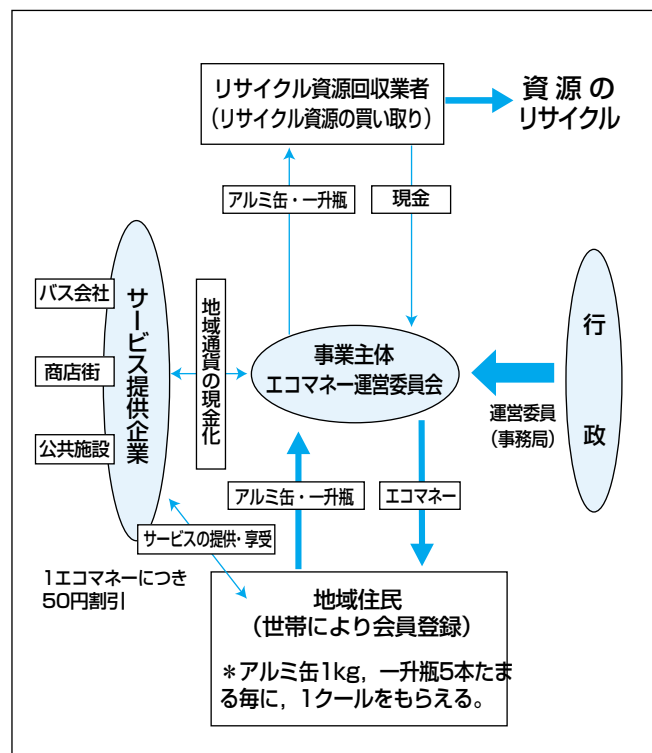
②「NPO・民間団体・行政」それぞれの良さを活かす

運営委員会は、NPO法人代表が委員長を務め、指定場所に持ち込まれたリサイクル資源の収集、業者への売却を中心に活動し、民間団体は、そのネットワークを活用し、会員募集の呼びかけ、エコマネーの使えるお店としての登録呼びかけなどを行っています。

また、行政は、事務局として会員登録の受け付け、会計事務、広報誌での呼びかけなどを行い、それぞれが役割分担をして取り組んでいることが特長だと考えます。

特にNPO法人は、市の資源ゴミ回収業務委託を受託していたことから、資源ゴミリサイクルに対するノウハウを有効に活用することが出来ています。

図5-2 エコマネー概要



5 奄美エコマネーの効果・実績

事業を開始して1年余が経過し、予想以上に順調な運営が図られているのは、運営委員のNPO法人や民間団体はもとより、趣旨に賛同する多くの市民の協力にあると思われます。

また、環境意識の向上を図るツールとして事業をスタートさせていますが、今後とも地道かつ確実に事業を展開し、奄美市だけでなく、奄美本島内全域から、一人でも多くの住民に理解いただき、リサイクルの輪を広げていければと考えています。